

調布市無電柱化推進計画



令和4年3月

調布市

調布市無電柱化推進計画

目 次

はじめに	1
第1章 計画の目的と位置付け	2
1. 計画の目的	2
2. 計画の位置付け	2
3. 計画の期間	3
第2章 無電柱化の現状	4
1. 国における無電柱化の動き	4
2. 東京都における無電柱化の動き	5
3. 調布市における無電柱化の動き	7
第3章 無電柱化の手法と課題	10
1. 無電柱化の手法	10
2. 電線共同溝方式	11
3. 電線共同溝方式の課題	12
第4章 無電柱化の推進に関する方針	15
1. 無電柱化の基本方針	15
2. 無電柱化の対象	17
3. 無電柱化の整備目標	17
4. 優先整備路線の選定	18
第5章 無電柱化を推進するために講じる施策	21
1. 無電柱化の低コスト化に向けた取組	21
2. 多様な整備手法の活用	22
3. 補助金制度の活用	22
4. 道路占用禁止の措置	24
5. 面的整備事業と併せた無電柱化	25
第6章 無電柱化推進のためのその他の施策	26
1. 広報・啓発活動	26
2. 関係者間の連携強化	26
3. 計画の進行管理	26

はじめに

平成23年3月の東日本大震災や令和元年9月の台風15号など、大規模な自然災害がたびたび発生していますが、このような災害時において、電柱の倒壊により電力・通信機器に支障が生じただけでなく、倒壊した電柱や断線した電線が道路をふさぎ、救急活動や物資の輸送などの妨げとなりました。

また、道路上に設置された電柱は、歩行者、自転車、車いす等の通行の妨げとなることがあり、張り巡らされた電線は市内の豊かな自然と都市活動が調和した調布市固有の都市景観を損なうものとなっています。

このような状況を受けて、災害による被害の防止、安全かつ円滑な交通の確保、良好な景観の形成等を図るため、道路の地下空間を活用して電力線や通信線などをまとめて収容する無電柱化が、全国的に進められてきています。

国では、無電柱化の推進に関する施策を総合的、計画的かつ迅速に推進すること等を目的として『無電柱化の推進に関する法律(以下、『無電柱化法』という)』を定め、平成28年に施行しており、第8条では、国や東京都が定める無電柱化推進計画を基本として、市区町村においても無電柱化推進計画を策定するよう努力義務を課しています。

調布市においては、安全で快適なみちづくりや良好な街並み景観の形成などを目的として無電柱化を着実に進めてきていますが、依然として十分に整備されているとは言えない状況にあります。

調布市無電柱化推進計画は、これらの背景や調布市の取組を踏まえ、調布市における無電柱化を計画的に推進していくための基本的な方針、目標、施策等を定めるものです。

第1章 計画の目的と位置付け

1. 計画の目的

本計画は、無電柱化法のほか、国や東京都における無電柱化の動向を踏まえ、『調布市基本計画(後期)』における取組と、『調布市都市計画マスタープラン』における考え方を基本として、『調布市景観計画』、『調布市道路網計画』などの関連計画と連携・整合を図りながら、多額の費用と時間を要する無電柱化を総合的・計画的に推進するため、「都市防災機能の強化」、「安全で快適な歩行空間の確保」、「良好な都市景観の創出」を目的とし、優先的に無電柱化を検討する路線や無電柱化の推進に向けた施策等を示すものです。

2. 計画の位置付け

本計画は、無電柱化法で策定が努力義務とされている市町村の区域における無電柱化の推進に関する施策についての計画(市町村無電柱化推進計画)に相当するものです。

また、『調布市基本計画(後期)』に示されているまちの将来像である「みんなが笑顔でつながる・ぬくもりと輝きのまち調布」の実現に向けて、まちづくりに関する市の最上位計画である『調布市都市計画マスタープラン』を上位計画として、調布市における関連する計画の内容を踏まえたうえで、今後の無電柱化の方針などを示すものです。

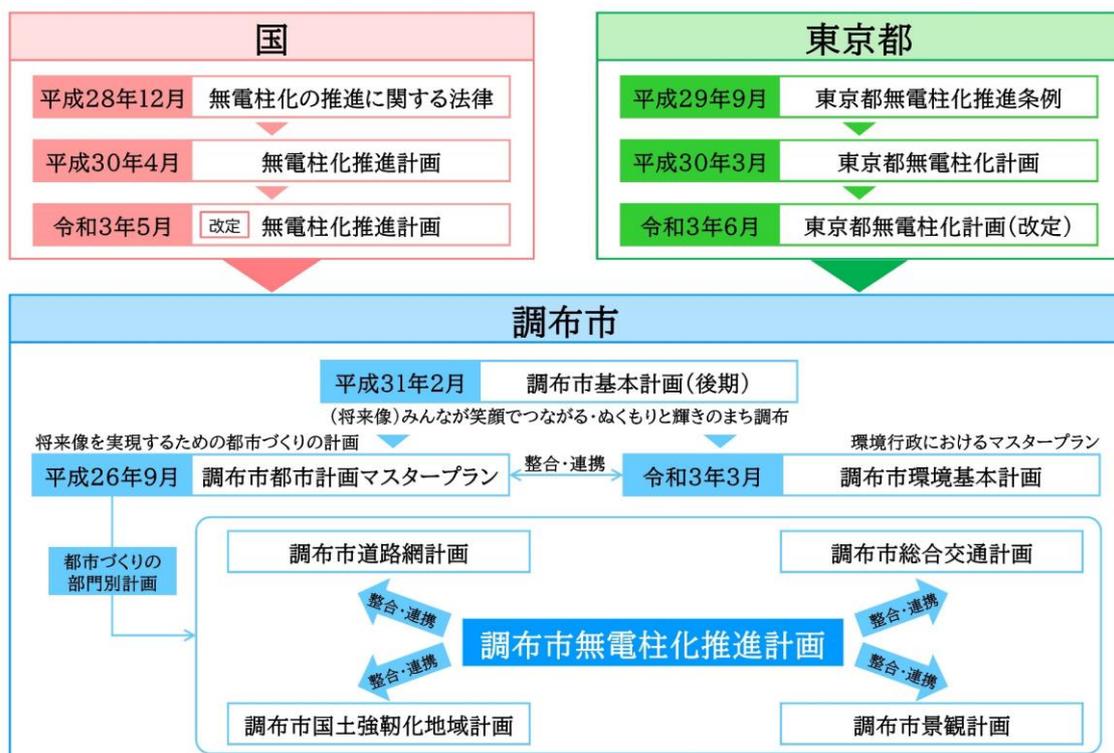


図1 調布市無電柱化推進計画の位置付け

3. 計画の期間

計画期間は、令和4年度から令和18年度までの15年間とします。なお、市内の道路網形成について示した『調布市道路網計画』の計画期間を考慮し、令和8年度に優先的に整備する都市計画道路を反映します。

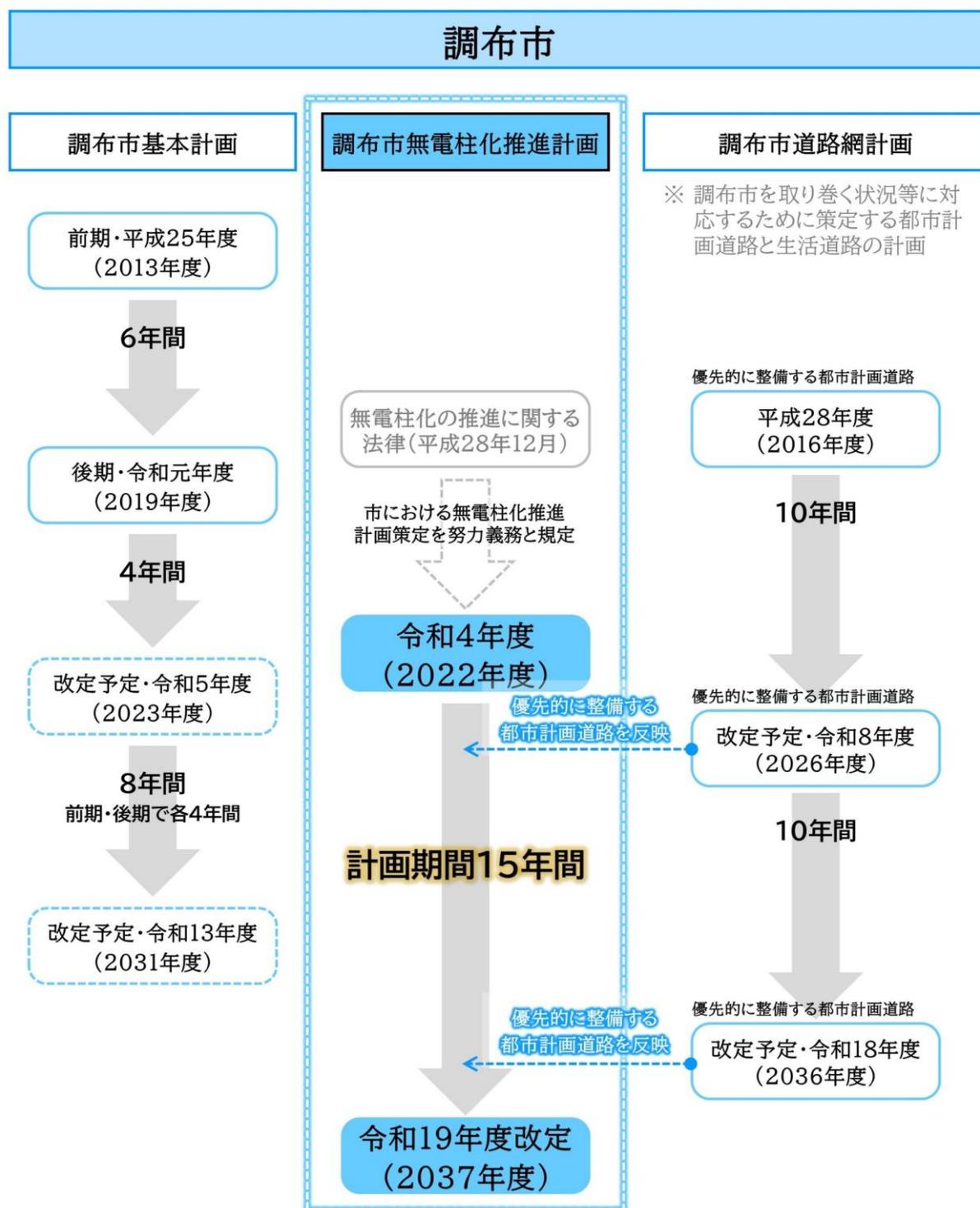


図2 調布市無電柱化推進計画の期間

第2章 無電柱化の現状

1. 国における無電柱化の動き

(1) 法律の施行

平成28年12月に無電柱化法が制定され、無電柱化を推進する7つの施策が挙げられました。

- ① 広報活動及び啓発活動
- ② 無電柱化の日(11月10日)
- ③ 国・地方公共団体による必要な道路占用の禁止・制限等実施
- ④ 道路事業や面開発事業等の実施の際、関係事業者は、これらの事業の状況を踏まえつつ、道路上の電柱・電線の新設の抑制、既存の電柱・電線の撤去を実施
- ⑤ 無電柱化の推進のための調査研究、技術開発等の推進、成果の普及
- ⑥ 無電柱化工事の施工等のため国・地方公共団体・関係事業者等は相互に連携・協力
- ⑦ 政府は必要な法制上、財政上又は税制上の措置を実施

(2) 無電柱化推進のあり方検討委員会

平成29年1月から、学識者で構成された「無電柱化推進のあり方検討委員会」を開催し、中長期的な観点から、今後の無電柱化を推進する方向性等について審議を行っています。中間取りまとめとして、以下の5項目を整理し、具体的な施策を提示しています。

- ① 多様な整備手法・コスト縮減の促進等
- ② 財政的措置等
- ③ 占用制度の的確な運用
- ④ 関係事業者間の連携の強化
- ⑤ 国民の理解・協力

(3) 無電柱化推進計画

令和3年5月に改定され、基本的な方針として「新設電柱を増やさない」、「特に緊急輸送道路については無電柱化を推進し電柱を減少させる」という取組姿勢を掲げています。

【計画目標・指標】

① 防災

・電柱倒壊リスクがある市街地等の緊急輸送道路の無電柱化着手率:38%→52%

② 安全・円滑な交通確保

・特定道路における無電柱化着手率:31%→38%

③ 景観形成・観光振興

・世界文化遺産周辺の無電柱化着手地区数:37 地区→46 地区

・重要伝統的建造物群保存地区の無電柱化着手地区数:56 地区→67 地区

・歴史まちづくり法重点地区の無電柱化着手地区数:46 地区→58 地区

2. 東京都における無電柱化の動き

(1) 東京都無電柱化推進条例

東京都無電柱化推進条例が平成29年9月に施行されました。条例に基づき、東京都の管理する都道や指定区間外国道や臨港道路全線での電柱の新設禁止を実施しています。今後は、関係事業者に対して既存電柱の除去について促す取組を進め、電柱の抑制に努めることとしています。

(2) 無電柱化加速化戦略

令和3年2月に「無電柱化加速化戦略」を策定し、激甚化する台風などの自然災害等を踏まえて無電柱化を一層推進するための『無電柱化3原則』と『7つの戦略』が示されました。

【無電柱化3原則】

「電柱を減らす」「これ以上電柱を増やさない」「無電柱化の費用を減らす」

【無電柱化3原則に基づく7つの戦略】

- ① 年間の整備規模倍増による都道のスピードアップ
- ② 年間の整備規模倍増による臨港道路等のスピードアップ
- ③ 台風等の自然災害に対しても停電・通信障害が発生しない島しょ地域の実現
- ④ 区市町村道への財政的支援を強化
- ⑤ 宅地開発などまちづくりでの無電柱化の義務化へ向けた取組強化
- ⑥ 「東京都電柱新設禁止連絡会議」を創設し、区市町村へのはたらきかけによる電柱の新設禁止の拡大
- ⑦ 電線管理者と連携し、更なる技術開発、一層のコスト縮減を促進

(3) 東京都無電柱化計画

令和3年6月に改定され、2040年代に向けた長期計画として、以下の方針が示されました。

【計画目標・指標】

- ① 都市防災機能の強化
行政機関の本庁舎や災害拠点病院、重要港湾、空港などを連絡する第一次緊急輸送道路を重点的に整備していくとともに、区市町村の庁舎や災害拠点病院など、災害時や災害復旧の拠点となる施設等を結ぶ路線にも対象を拡大していく。
- ② 安全で快適な歩行空間の確保
利用者の多い駅や公共施設、福祉施設周辺等においては、無電柱化を進めるとともに、道路のバリアフリー化を一体的に行っていく。
- ③ 良好な都市景観の創出
多くの人が集まる駅や観光地周辺の都道においては、美しい街並みも求められることから、国道や区市町村道の整備と連携しながら、面的な無電柱化を目指す。

【無電柱化3原則】

「電柱を減らす」「これ以上電柱を増やさない」「無電柱化の費用を減らす」

3. 調布市における無電柱化の動き

調布市においては、関係者の協力のもと、主に電線共同溝の整備による地中化を進めており、令和3年3月時点で市が管理するすべての道路(約411km)の約3%にあたる約10.4kmの無電柱化を実施しています。

一方、平成31年度末の時点では、東京23区の無電柱化率は約8%であることから、調布市においては無電柱化のさらなる推進が必要な状況にあります。

また、近年では大型化した台風による被害が多く発生していますが、このような災害発生時の救命・救助活動や避難活動に用いられる重要な道路においても、無電柱化が完了していない状況にあります。



〈主要市道33号線〉



〈主要市道34号線〉



〈主要市道16号線〉



〈市道南21号線〉

図3 調布市道における無電柱化の整備事例

また、調布市では、市民をはじめ多様な主体と連携・協働しながら、調布市基本計画に基づく計画的なまちづくりを進めることで、SDGs(エスディージーズ, Sustainable Development Goals)の目標達成につなげていくことを目指しています。

無電柱化は、SDGsの17のゴールのうち、『9. 産業と技術革新の基盤をつくろう』、『11. 住み続けられるまちづくりを』、『13. 気候変動に具体的な対策を』、『17. パートナーシップで目標を達成しよう』に貢献することができるため、調布市におけるSDGsの達成の観点からも、より一層推進していく必要があります。



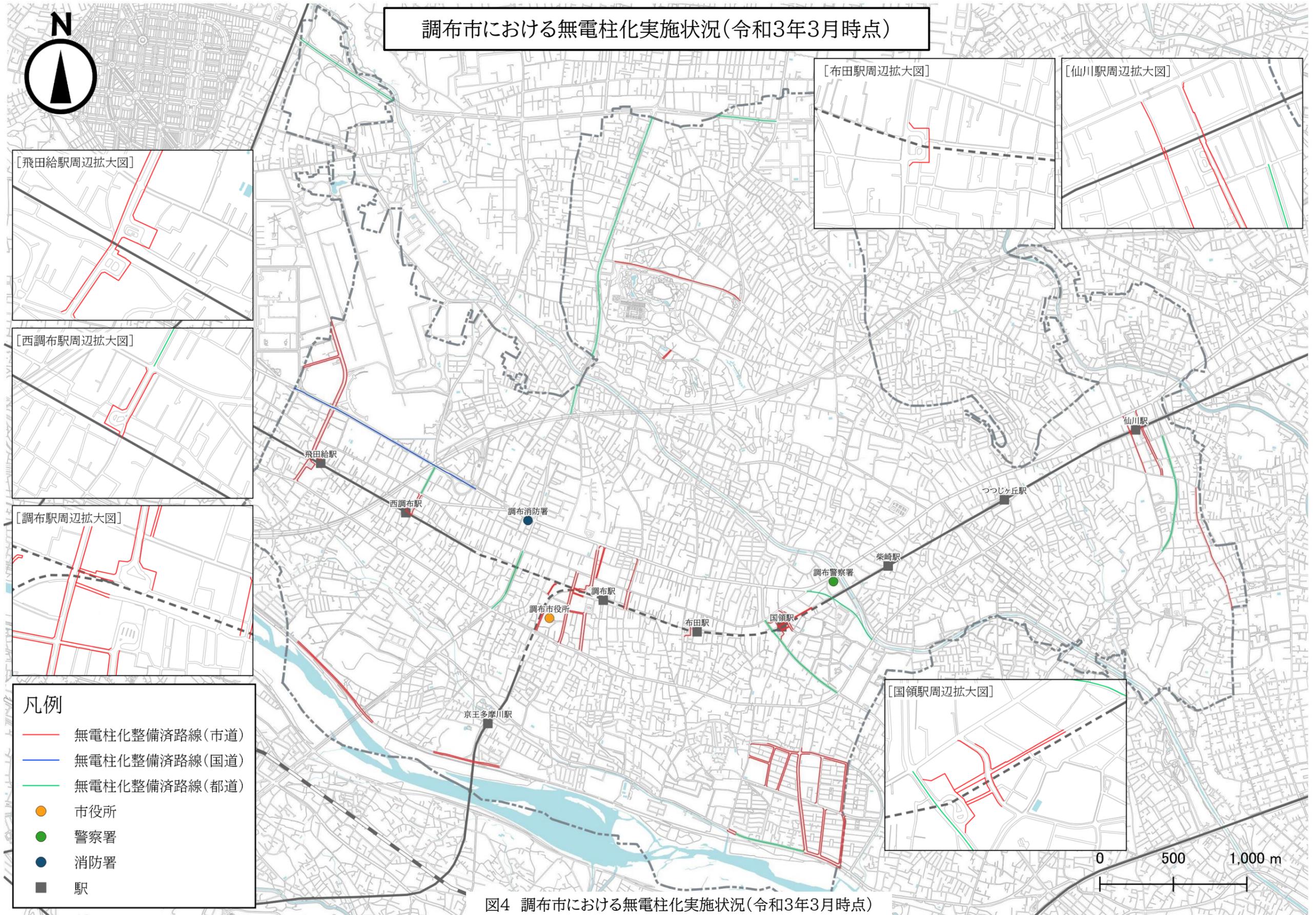


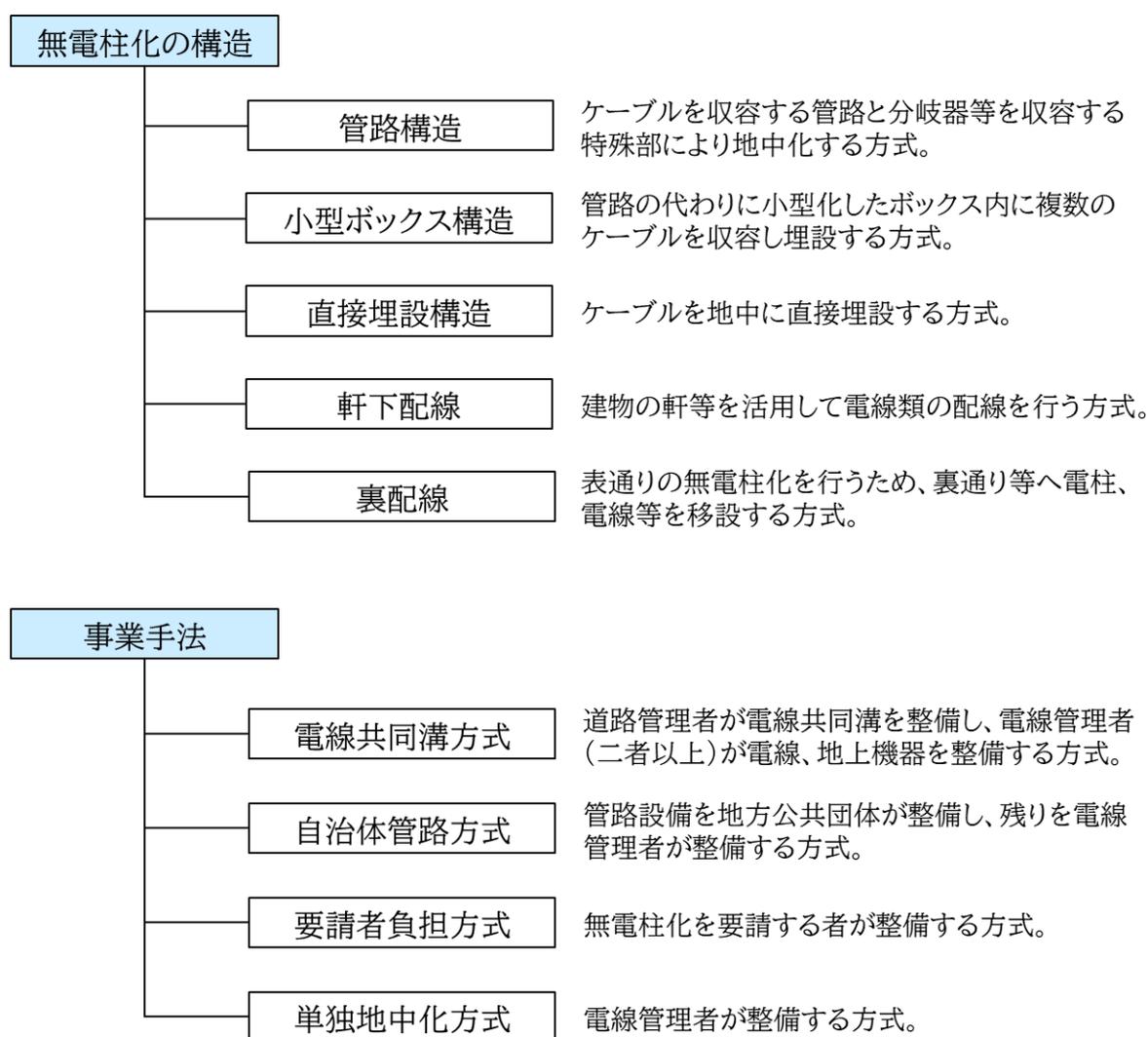
図4 調布市における無電柱化実施状況(令和3年3月時点)

第3章 無電柱化の手法と課題

1. 無電柱化の手法

市道の無電柱化は、関係者の連携と適切な役割分担のもとで、電線共同溝方式や単独地中化方式などの多様な整備手法を活用することで、効率的に整備を進めます。

また、市道や沿道の状況にあわせた最適な構造を採用することで、より低コストかつ短期間で整備を完了させることを目指します。



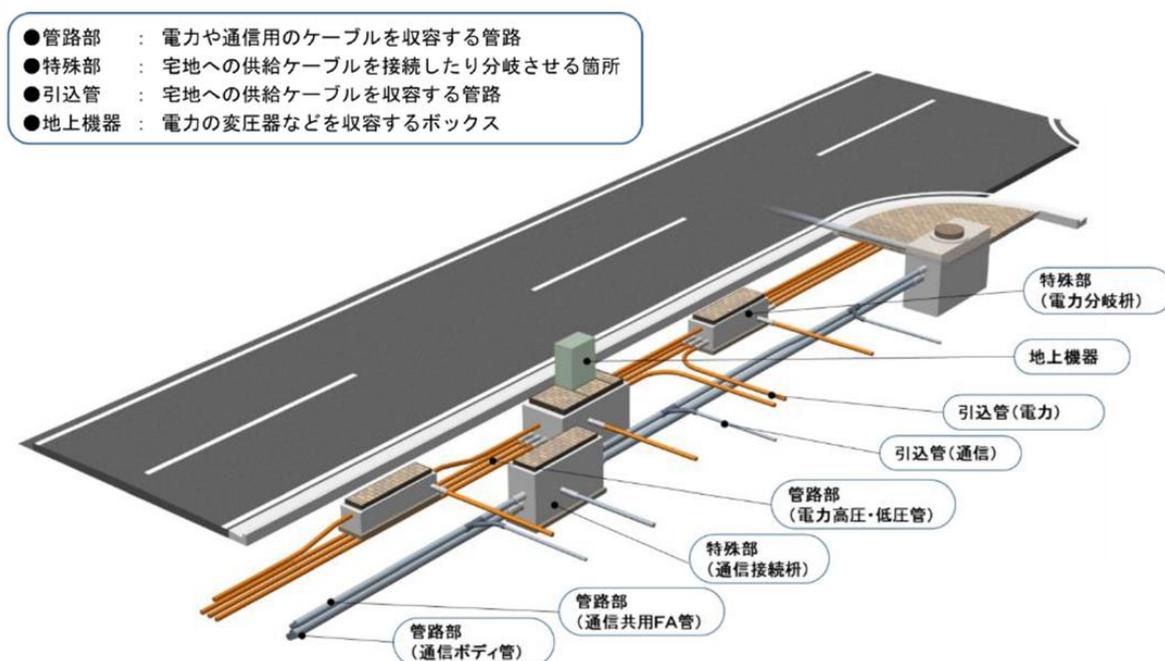
【出典】『無電柱化推進計画』(国土交通省, 令和3年5月)

図5 無電柱化の構造と事業手法

2. 電線共同溝方式

わが国では、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」が平成7年に施行され、国・東京都・区市町村が電線共同溝方式による無電柱化を進めてきています。

この電線共同溝は、地上の電柱や上空の電線を地下に收容するための施設です。この方式は、道路管理者が電線共同溝を整備し、電線管理者が電線及び地上機器等を整備するものです。地上機器の設置を踏まえると、歩道幅員が2.5m以上確保されている必要があります。



【出典】『東京都無電柱化計画(改定)』(東京都, 令和3年6月)

図6 電線共同溝のイメージ

3. 電線共同溝方式の課題

(1) 長期にわたる整備期間

電線共同溝は、既に水道管、ガス管などが埋設されている地下空間に新たに埋設するため、多数の企業者との調整が必要です。また、支障となる埋設物の移設、電力・通信の供給工事等に段階的に取り組む必要があり、設計・手続から舗装復旧工事完了までに、標準的な工程で約7年の期間が必要です。

今後は施工性に優れた無電柱化技術の開発や推進体制の確立など、工期短縮に向けた方策の検討が課題です。



【出典】東京都ホームページ

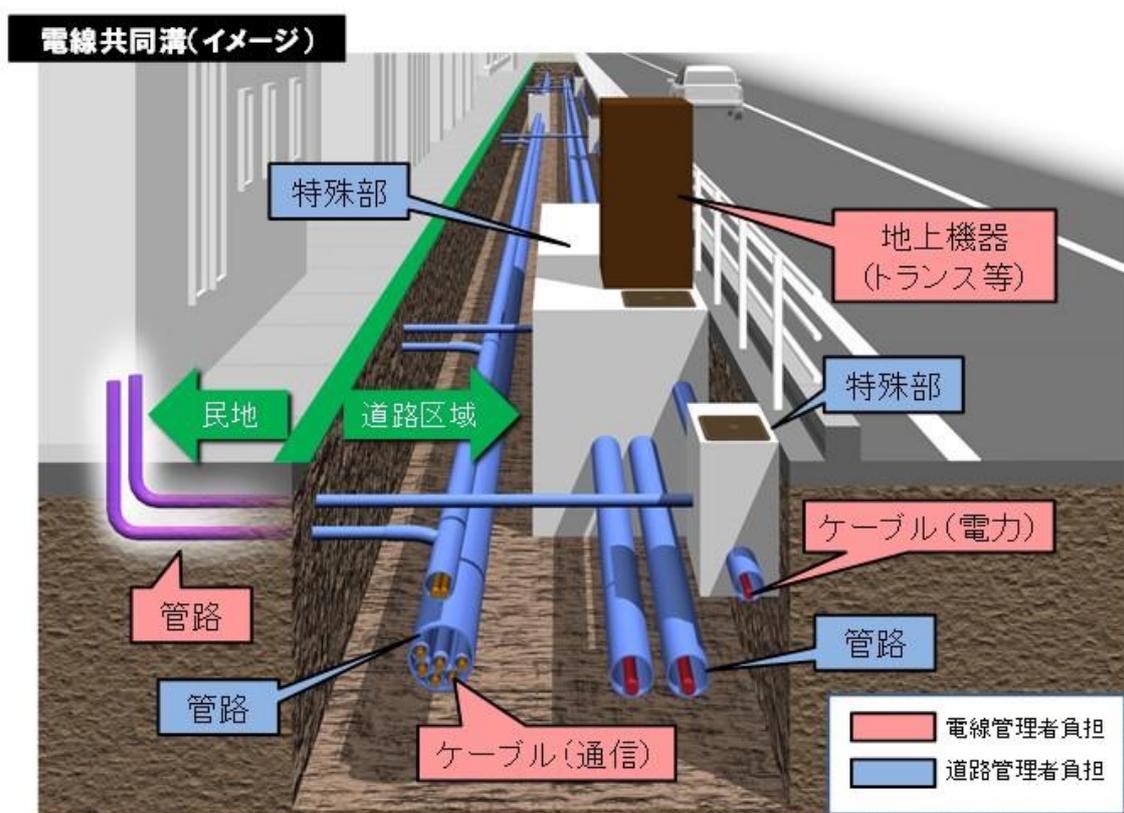
(<https://www.kensetsu.metro.tokyo.lg.jp/jigyo/road/kanri/gaiyo/chichuka/mudentyuuka-4.html>)

図7 電線共同溝方式の標準的な整備スケジュール

(2) 多額な整備費用

電線共同溝方式による無電柱化事業は、道路管理者と電線管理者がそれぞれ費用を負担して整備します。道路管理者が電線共同溝、電線管理者が電線・地上機器を整備し、施設延長(電線共同溝施設の延長)1km 当たり、約 5.3 億円の費用を要します(国土交通省調べ)。このため、道路管理者及び関係事業者が、連携してコスト縮減に向けた技術開発に取り組んでいく必要があります。

また、電線共同溝方式のみではなく、多様な整備手法の採用によって無電柱化を推進することができるよう、関係者が連携して進めていくことが必要になります。



【出典】国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_19.html)

道路管理者負担額 3.5 億円 / km	電線管理者負担額 1.8 億円 / km
-------------------------	-------------------------

【出典】『東京都無電柱化計画(改定)』(東京都, 令和3年6月)

図8 電線共同溝の整備に係る費用負担

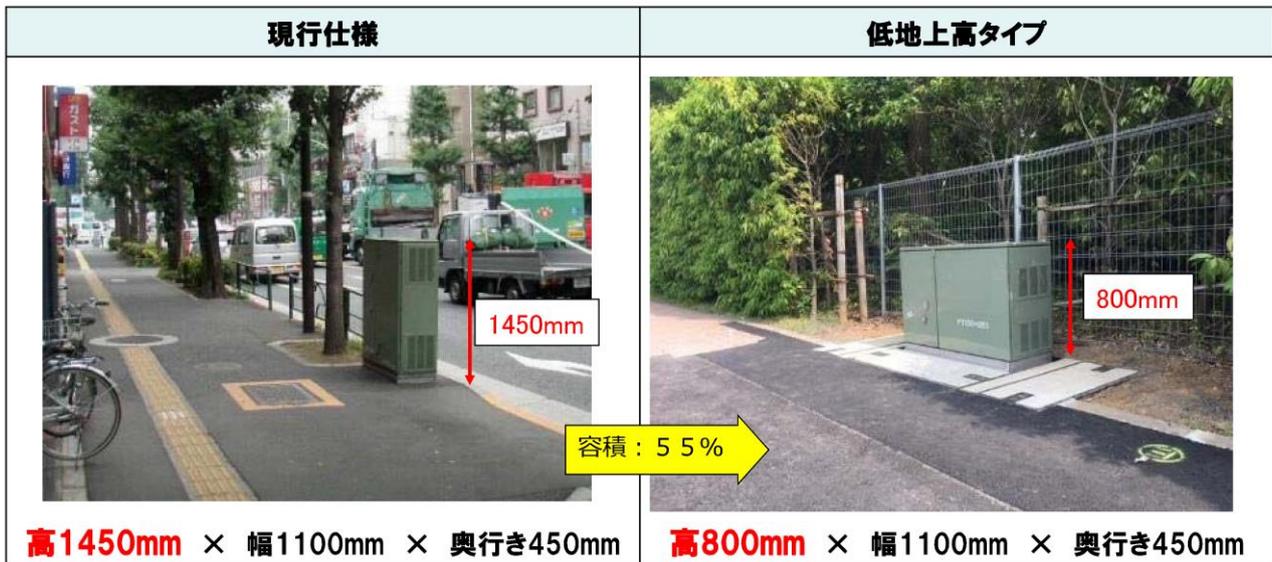
(3) 地上機器設置スペースの確保

現在の無電柱化は、主に電線共同溝方式によって進められています。電線共同溝方式による無電柱化では、電力ケーブルや通信ケーブルの管理・操作等を行うための地上機器を設置する必要があります。

このため、地上機器を設置しても円滑に通行できるように、歩行空間を確保する必要がありますが、多くの市道は、歩道がない又は歩道幅員が2.5m以下の道路となっています。

また、地上機器は約1.5mの高さとなるため、横断歩道の周辺や他の道路との交差点付近では、歩行者等の視認性を阻害することがないように設置場所が制限されます。

国では、無電柱化の推進に向けて、地上機器の小型化に取り組んでおり、市内でも国道20号線(味の素スタジアム周辺)で新しいタイプの地上機器が設置されています。



【出典】『無電柱化推進のあり方検討委員会』, 資料1-1, 平成31年3月25日, 国土交通省

図9 地上機器のコンパクト化・低コスト化の取り組み

第4章 無電柱化の推進に関する方針

1. 無電柱化の基本方針

調布市における無電柱化は、東京都無電柱化計画に示されている無電柱化3原則に基づいて推進し、無電柱化の目的の達成に向けて取り組むものとします。

(1) 電柱を減らす

既に整備されている市道の無電柱化を推進することで、電柱を減らす取組を推進します。

(2) これ以上電柱を増やさない

今後、新たに整備する市道については、原則的に無電柱化を行い、電柱を増やさない取組を推進します。また、適切な道路占用制度のあり方について検討を行い、これ以上電柱を増やさないためのルール作りを推進していきます。

(3) 無電柱化の費用を減らす

関係者と連携した多様な整備手法の活用や構造(材料・工法等)の工夫により低コスト化に努めるとともに、調布市の様々なまちづくりと連携して無駄のない無電柱化を進めます。

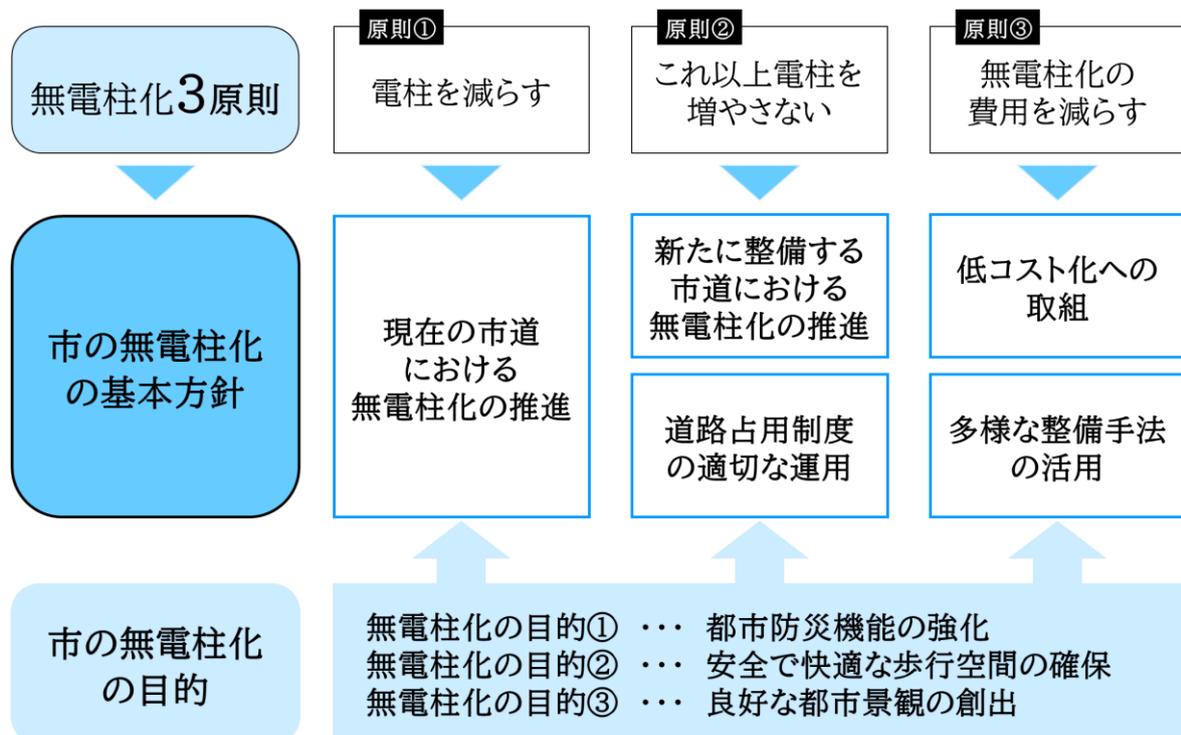


図10 調布市における無電柱化の基本方針

調布市における無電柱化は、無電柱化法や東京都無電柱化計画を踏まえ、以下の3つの目的を達成することを目標として取り組みます。

(1) 都市防災機能の強化

災害時の電柱の倒壊をなくし、道路の寸断を防止することで、避難や緊急車両の通行の確保を図ります。また、電線類を地中に埋めることで、電線の切断リスクを減らし、ライフラインの安定供給の確保を図ります。

(2) 安全で快適な歩行空間の確保

調布市では、すべての人が円滑に移動できる交通環境の実現を目指し、バリアフリーに対応した安全で快適な歩行空間の整備を進めています。歩道上に設置された電柱は、安全で快適な通行を阻害する要因となっていることから、無電柱化を進めることで良好な歩行空間を確保します。

(3) 良好な都市景観の創出

都市に張り巡らされた電線や電柱は、良好な街並みや風景を阻害する要因となっています。このため、無電柱化を進めることで市内の豊かな自然と都市活動が調和した調布市固有の都市景観を創出します。

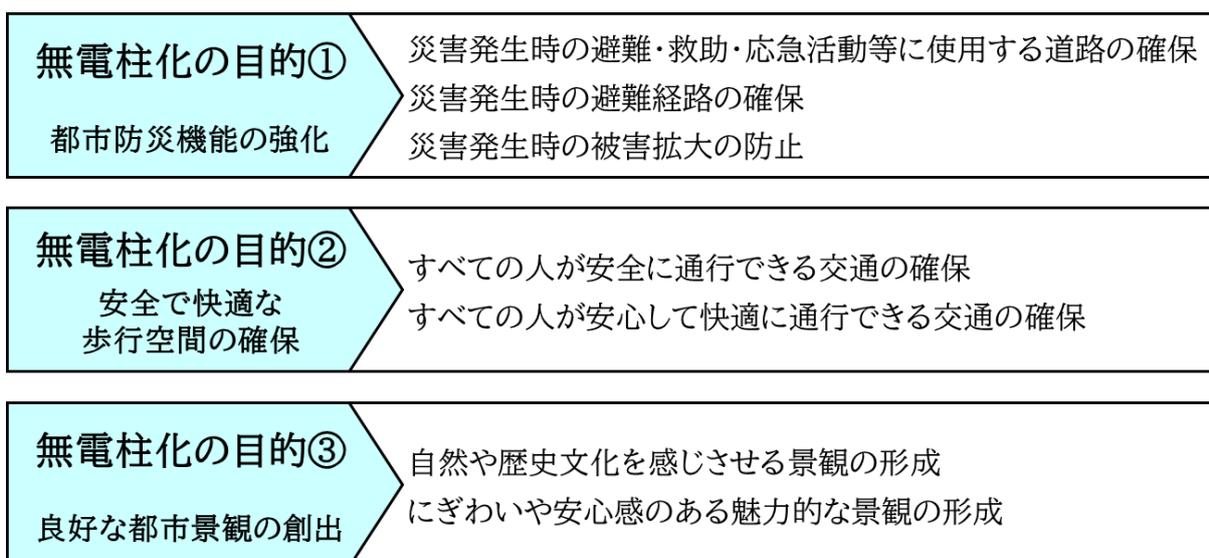


図11 調布市における無電柱化の目的

2. 無電柱化の対象

無電柱化の対象路線は、無電柱化が完了していないすべての市道とします。このうち、現道の無電柱化においては、無電柱化の3つの目的を達成する視点から、無電柱化の緊急性が高い路線から無電柱化を進めます。

加えて、都市の骨格を形成するための幹線道路であり、市内の円滑で安全な交通の確保や防災性の向上において重要な役割を担う都市計画道路については、原則として無電柱化を行います。



図12 計画の対象となる市道

3. 無電柱化の整備目標

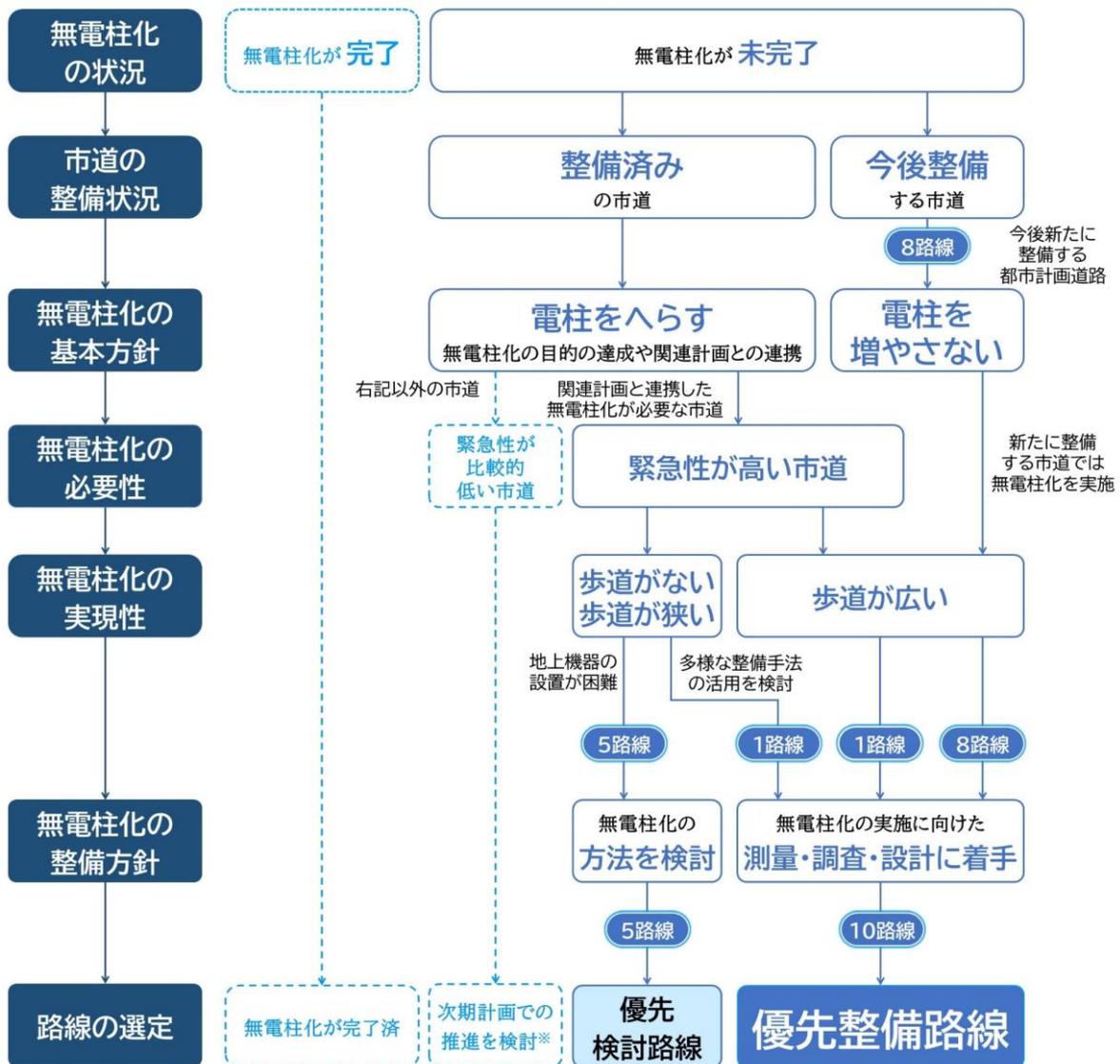
調布市における無電柱化の基本方針に基づき、優先整備路線を対象として、計画期間(令和18年度)までに無電柱化の実現に向けた『測量・調査・設計等への着手』することを目標として取り組みます。

4. 優先整備路線の選定

調布市では、本計画の対象となる市道の中から、無電柱化の3つの目的の視点から、関連する本市の計画と連携して無電柱化を行うことが必要な市道を『無電柱化の緊急性が高い市道』と位置付けます。

無電柱化の緊急性が高い市道のうち、歩道幅員が2.5m以上確保されており、比較的容易に無電柱化が可能な市道については、『優先整備路線』と位置付けて無電柱化を推進します。また、今後新たに整備する都市計画道路についても『優先整備路線』に位置付け、原則的に無電柱化を行うものとします。

さらに、歩道幅員が2.5m未満又は歩道がない市道の無電柱化には、『無電柱化チャレンジ支援事業』(東京都)による補助制度の活用を検討します。現時点で、この制度を活用して無電柱化に着手済みの市道は、『優先整備路線』に位置付け、早期完了を目指します。



※ 調布市を取り巻く状況の変化によっては、優先検討路線や優先整備路線への追加を検討

図13 無電柱化を推進する優先整備路線及び優先検討路線の選定方法

なお、無電柱化の緊急性が高い市道のうち、歩道のない道路や歩道幅員が狭い道路などの無電柱化が困難な市道については『優先検討路線』に位置付け、周辺道路や現地状況を考慮したうえで、関係者との協働のもとで無電柱化の方法について検討を行います。

表1 本計画の期間中に優先的に無電柱化を推進する市道

分類	市道名称	延長	選定理由
優先整備路線	主要市道12号線(品川通り)	0.5 km	防災上の観点から重要な市道
	主要市道20号線(三中通り)	0.4 km	防災・安全の観点から重要な市道
	調布3・4・8号線	0.2 km	今後新たに整備する都市計画道路
	調布3・4・9号線	0.2 km	
	調布3・4・11号線	0.1 km	
	調布3・4・21号線	0.2 km	
	調布3・4・26号線	0.1 km	
	調布3・4・28号線	0.6 km	
	調布3・4・29号線	0.1 km	
	調布3・4・31号線	0.2 km	
	小計	2.6 km	
優先検討路線	主要市道6号線(神代植物公園通り)	0.9 km	防災上の観点から無電柱化が必要であるが、歩道幅員が狭い市道
	主要市道31号線(日向通り)	0.5 km	
	主要市道10号線(上ノ原通り)	0.7 km	
	主要市道5号線(深大寺通り)	0.8 km	景観上の観点から無電柱化が必要であるが、歩道幅員が狭い市道
	市道北137号線	0.3 km	
	小計	3.1 km	
合計		5.7 km	

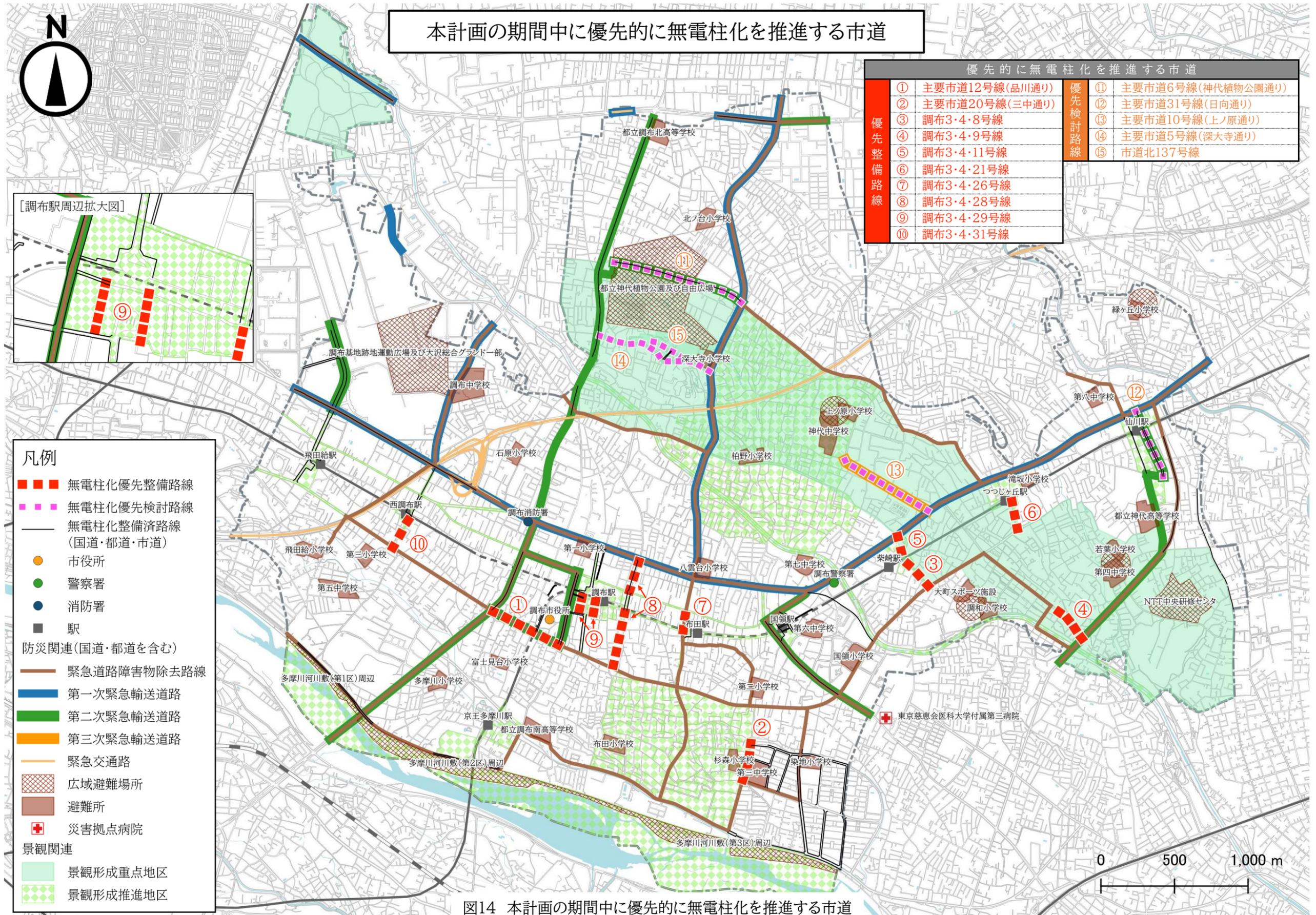
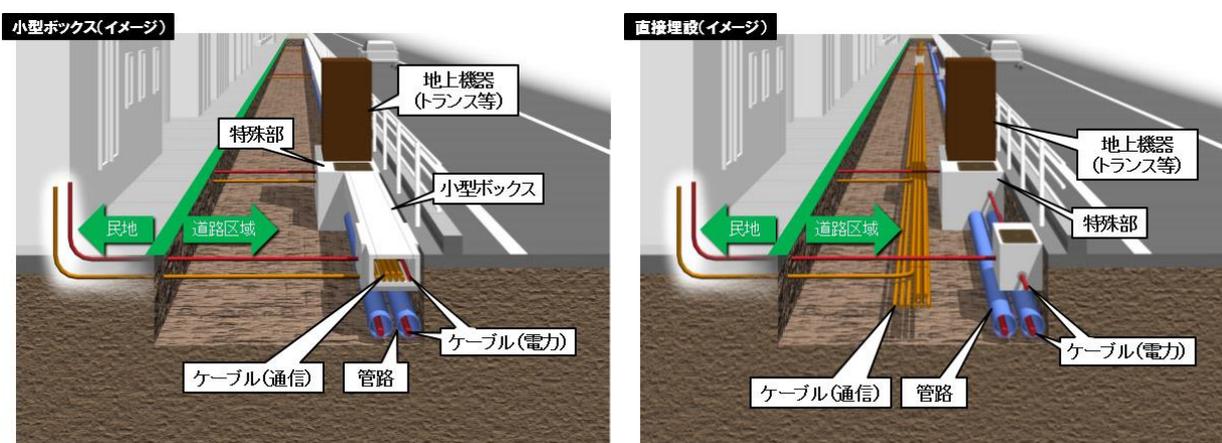


図14 本計画の期間中に優先的に無電柱化を推進する市道

第5章 無電柱化を推進するために講じる施策

1. 無電柱化の低コスト化に向けた取組

無電柱化の一般的な方式である電線共同溝方式は、多額の費用を要するため、無電柱化が進まない要因の一つとなっています。こうした中、国は収容する電線類の量や地域における需要変動の見込み、道路交通の状況、既設埋設物の状況等に応じて、メンテナンスを含めたトータルコストにも留意しつつ、低コスト手法である『浅層埋設方式』や『小型ボックス活用埋設方式』、『直接埋設方式』を採用して、コスト縮減を図るものとしています。



【出典】国土交通省ホームページ(https://www.mlit.go.jp/road/road/traffic/chicyuka/chi_11.html)

図15 小型ボックス活用埋設方式と直接埋設方式

一方、東京都では、平成29年1月にコスト縮減に向けた技術検討会を設置し、低コスト手法の確立を図っています。平成30年4月には、これらを取りまとめた東京都電線共同溝整備マニュアルを改定するとともに、道幅の狭い道路における電線共同溝の整備に当たって検討すべき項目や手法等の事例についても示しています。

また、東京都が令和3年2月に策定した無電柱化加速化戦略では、本計画で優先検討路線として選定した歩道のない道路や歩道の狭い道路での無電柱化に向けた技術的な課題を克服するため、電線管理者とともに技術開発やコスト縮減に取り組んでいます。

調布市では、このような動向を注視し、既に整備されている管路やマンホールの活用などの低コスト手法を積極的に活用します。

また、電線共同溝方式のみによる無電柱化ではなく、関係者の協力のもとで市の実情に合った多様な無電柱化手法を採用することによって、無電柱化に関わるコスト縮減に取り組めます。

2. 多様な整備手法の活用

現在の一般的な無電柱化方式である電線共同溝方式では、電線共同溝の埋設に必要な地下空間の確保や歩道上などへの地上機器の設置が必要になりますが、市道には歩道のない道路や歩道の狭い道路、既設の地中埋設物(ガス管、水道管、下水道管等)が支障となり電線共同溝の埋設が困難な道路もあります。

これらの解決策として、地上機器の設置場所を道路用地内に確保できない場合は、沿道の公共用地等の活用を検討します。また、単独地中化方式による無電柱化など、関係者の協力のもとで多様な整備手法を採用した無電柱化の推進も検討します。



【出典】『東京都無電柱化計画(改定)』(東京都, 令和3年6月)

図16 公共用地への地上機器の設置例

さらに、無電柱化事業の実施方法として、予算の平準化や民間の技術・ノウハウの活用の視点から、PFI方式(BTO方式, Build-Transfer-Operate, 民間事業者が無電柱化を施工し、完成直後に所管の自治体に所有権を移転し、民間事業者が維持管理及び運営を行う方式)による無電柱化事業の実施が注目されています。

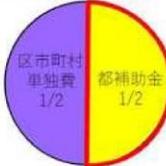
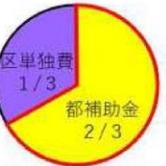
これにより、無電柱化に関わる低コスト化や人材の確保が可能となるだけでなく、様々な関係者との調整などが円滑となり、事業全体のスピードアップなどが期待されています。

現在、国において取り組まれている試行結果を踏まえて、調布市における新たな整備手法としての活用について検討を行います。

3. 補助金制度の活用

無電柱化の検討や推進に当たっては、国による補助金制度である社会資本整備総合交付金(防災・安全交付金)などを活用し、必要となる財源を確保します。

表2 東京都による無電柱化に関する区市町村への支援メニュー

事業名	補助内容・割合（赤字が令和3年度からの新規・追加項目）
<p>無電柱化チャレンジ支援事業制度</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画策定費、測量調査費、基礎調査費、設計費について、都が全額補助 ・ 移設補償費、工事費について、国からの補助金と合わせて全額補助 <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>都補助金 4/4</p> <p>計画策定費・測量調査費 基礎調査費・設計費</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>都補助金 1/2 国補助金 1/2</p> <p>移設補償費・工事費</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 事業の認定期限を令和2年度末から令和5年度末まで3か年延長
<p>「防災に寄与する路線」に対する支援</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 測量調査費、基礎調査費、設計費について、新たに都が1/2を補助 ・ 移設補償費、工事費について、国からの補助金と合わせて引き続き全額補助 <p style="text-align: center;">令和3年度から拡充</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>区市町村 単独費 2/2</p> <p>測量調査費・基礎調査費・設計費</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>区市町村 単独費 1/2 都補助金 1/2</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>都補助金 1/2 国補助金 1/2</p> <p>移設補償費・工事費</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助期限は令和6年度まで
<p>市町村土木補助事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 市町村道の新設又は改築に要する経費のうち、都が無電柱化に要する経費の3/4を補助 <p style="text-align: center;">令和3年度から拡充</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>市町村 単独費 1/2 都補助金 1/2</p> <p>都市計画道路以外</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市町村 単独費 1/4 都補助金 3/4</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>市町村 単独費 1/4 都補助金 1/4 国補助金 1/2</p> <p>都市計画道路 (国費50%の場合)</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助拡充期限は令和5年度まで
<p>防災生活道路機能維持事業</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 道路区域外の公共用地や民地を活用した地上機器の整備に要する費用のうち、都が工事費及び補償費の2/3を補助 ・ 用地費については、都が1/2を補助 <p style="text-align: center;">令和3年度から拡充</p> <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center;"> <div style="text-align: center;">  <p>区単独費 1/2 都補助金 1/2</p> <p>工事費・補償費</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>区単独費 1/3 都補助金 2/3</p> </div> <div style="text-align: center;">  <p>区単独費 1/2 都補助金 1/2</p> <p>用地費</p> </div> </div> <ul style="list-style-type: none"> ・ 補助拡充期限は令和7年度まで

【出典】『無電柱化加速化戦略』（東京都、令和3年2月）

4. 道路占用禁止の措置

平成25年度に改正された道路法では、防災上優先度の高い緊急輸送道路において、電柱の設置が制限できるようになりました。さらに、歩行者等の安全・円滑な通行の確保が必要となる著しく狭い歩道についても電柱の設置が制限できるよう、平成30年3月に改正されています。

このような背景を踏まえ、東京都では都道全線や臨港道路における電柱の新設を禁止するとともに、電柱の新設を禁止するエリアのさらなる拡大を目指しています。また、区市町村においても、災害発生時に重要となる道路をはじめとして、電柱の新設を禁止する取組が始まっています。

表3 区市町村道における電柱の新設禁止の実績

自治体	実施時期	対象路線数
日の出町	令和元年8月1日	1路線(緊急輸送道路)
中野区	令和2年2月5日	5路線(避難道路)
清瀬市	令和2年3月2日	1路線(緊急輸送道路)
渋谷区	令和2年5月1日	106路線(緊急輸送道路等, 商店街等交通輻輳道路)
台東区	令和2年9月15日	120路線(緊急輸送道路等, 交通輻輳道路)

調布市においても、電柱の新設を禁止する路線の指定など、『これ以上電柱を増やさない』という視点から検討を行います。

5. 面的整備事業と併せた無電柱化

平成28年に制定された無電柱化法では、民間事業者が開発事業等を実施する場合には、事業者は当該事業と併せて無電柱化を行うこととされています。

これらの面的整備事業と併せた無電柱化について、事業者との合意形成を円滑にし、実効性を明確化するために必要となる仕組みやルールづくりに取り組みます。



【出典】『無電柱化加速化戦略』(東京都, 令和3年2月)

図18 市街地再開発事業や土地区画整理事業による無電柱化事例



【出典】『無電柱化加速化戦略』(東京都, 令和3年2月)

図19 都市開発諸制度[※]における無電柱化の取組イメージ

※ 公開空地の確保などの公共的な貢献を行う良好な建築計画に対して、容積率などを緩和する制度であり、都市計画法に基づく「再開発等促進区を定める地区計画」「特定街区」「高度利用地区」及び建築基準法に基づく「総合設計」の4 制度の総称

第6章 無電柱化推進のためのその他の施策

1. 広報・啓発活動

無電柱化の重要性に関する市民の理解と関心を深め、無電柱化に市民の協力が得られるよう、無電柱化に関する広報・啓発活動を積極的に行います。また、無電柱化の実施状況や効果等について、市報等を活用して周知を行い、理解を広げます。

2. 関係者間の連携強化

無電柱化法の主旨を踏まえ、市による無電柱化の推進だけではなく、民間等の開発事業における無電柱化の推進や、電線管理者による電柱・電線の撤去など、様々な主体と一体となって市全体で無電柱化を加速・推進するための施策について検討を行い、「電柱を減らす取組」と「電柱を増やさない取組」を進めていきます。

3. 計画の進行管理

道路の無電柱化を着実に検討するため、検討の進捗状況を適切に管理するとともに、検討状況・上位計画や関連する計画の状況・関係法令の改正・低コスト化や工期短縮が期待できる新しい技術や工法などを踏まえ、計画期間の中間において見直しの必要性を検討します。

学識経験者からの意見聴取

本計画を策定するに当たり、以下の学識経験者に貴重な御意見を賜りました。

東京工業大学副学長(産学官連携担当)
環境・社会理工学院

屋井鉄雄 教授

登録番号 (刊行物番号)
2021—253

調布市 道路管理課 維持管理係

TEL:042-481-7409

FAX:042-481-6800

E-mail:douro@w2.city.chofu.tokyo.jp